

## 浜松市と一般社団法人プレス浜松とのスポーツを通じた地域活性化に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と一般社団法人プレス浜松（以下「乙」という。）は、相互協力及び連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互協力及び連携のもと、スポーツを通じた活動により、市民のスポーツ振興の推進につなげるとともに、SDGsの推進及び地域の発展に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）バレーボール等を通じたスポーツ振興に関すること。
- （2）産業・シティプロモーションに関すること。
- （3）子育て・教育・くらしに関すること。
- （4）S-V. LEAGUEのクラブライセンス取得のための支援に関すること。

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （合意管轄）

第5条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月5日

（甲）浜松市長

（乙）一般社団法人プレス浜松 代表理事

中野 祐介

森島 康之 石川 彰吾